

第1回 厚生労働省政策会議 議事次第

日時：平成21年10月13日（火）

9:30～10:30

場所：参議院議員会館第2、3会議室

1. 開会

2. 冒頭挨拶

3. 案件

（1）新型インフルエンザ対策について

（2）雇用情勢・雇用対策について

（3）平成22年度予算概算要求について

（4）その他

4. 閉会

新型インフルエンザのワクチン接種について

厚生労働省



平成21年10月13日

10月1日の政府新型インフルエンザ対策本部決定の全体像

【基本的対処方針（本部決定）】

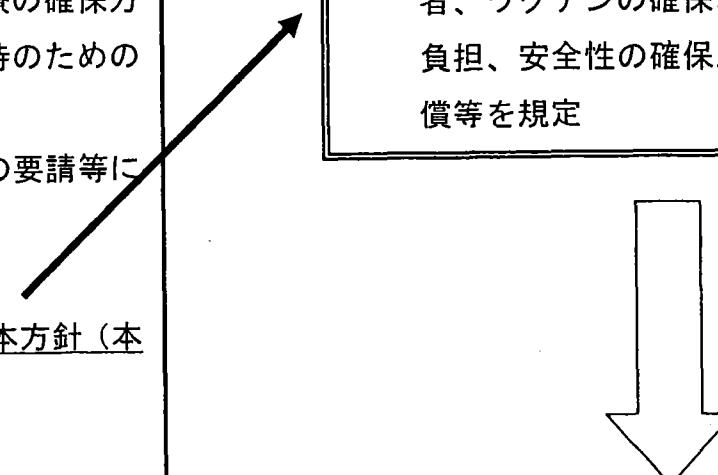
- 今般の新型インフルエンザウイルスの特徴を踏まえた新型インフルエンザ対策に関する政府としての基本的な対処方針。
- 具体的には、国民への情報提供、感染拡大防止措置、医療の確保方策、抗インフルエンザ薬やワクチン関係、国民生活の維持のための対策、水際対策等を規定。
- なお、医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等についての運用指針は、別途厚生労働大臣が規定。
- 今回の本部決定において、以下の見直しを実施。

- ①ワクチン接種について、「別途定めるワクチン接種の基本方針（本部決定）に基づき対応」する旨の規定を追加
- ②最近の新型インフルエンザの状況を踏まえて適宜修正

- 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（厚労大臣が決定）
 - ・最新の新型インフルエンザの状況を踏まえて適宜修正。

【ワクチン接種の基本方針（本部決定）】

- 事業実施主体の役割、優先接種の対象者、ワクチンの確保、接種事業、費用負担、安全性の確保及び健康被害の補償等を規定



- || 【実施要綱及び実施要領（厚労省）】
 - ・接種事業関係を中心に事業実施の細目を規定したもの

新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針

1. 目的

死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することを目的とする。

2. 各事業実施主体の役割

- (1) 国は、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン（以下「ワクチン」という。）の生産量に限りがある中で、臨時応急的かつ一元的にワクチンを確保するとともに、接種の優先順位を設定する。また、ワクチン接種を行う医療機関と委託契約を締結し、希望者に対してワクチンの接種を実施する。このように、今回の事業は、地方自治体との役割分担のもと、国が主体となって行うものである。
- (2) 都道府県は、国が示す標準的な実施時期等を参照し、具体的な接種スケジュールを設定するとともに、医療機関の在庫状況等を把握して、ワクチンの円滑な流通を確保する。
- (3) 市町村は、ワクチン接種を行う医療機関（受託医療機関）を確保するとともに、住民に対し、接種時期、受託医療機関等を周知する。また、ワクチン接種に係る費用負担について、国及び都道府県による財政支援のもと、必要に応じ低所得者の負担軽減措置を講じる。
- (4) 受託医療機関は、国と委託契約を締結し、窓口で対象者の確認を行い、優先順位に従って希望者に対してワクチンを接種するとともに、市町村及び都道府県を通じて、必要な報告を行う。

3. 優先的に接種する対象者

- (1) 当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われていく見通しであることから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することという目

的に照らし、

- ① インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者（救急隊員を含む）
 - ② 妊婦及び基礎疾患有する者（この中でも、1歳～小学校低学年に相当する年齢の者の接種を優先）
 - ③ 1歳～小学校低学年に相当する年齢の者
 - ④ 1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等
- の順に優先的に接種を開始する。

（2）さらに、小学校高学年、中学生、高校生に相当する年齢の者及び65歳以上の高齢者についても、優先的に接種する。

（3）なお、優先的に接種する者以外の者に対する接種については、優先的に接種する者への接種事業の状況等を踏まえ、対応することとする。

4. ワクチンの確保

- （1）今後の感染の拡大やウイルスの変異等の可能性を踏まえると、上記の優先的に接種する者以外における重症例の発生があり得るため、健康危機管理の観点から、国内産に加えて、海外企業から緊急に輸入することを決定し、ワクチンを確保する。
- （2）国は、3. の接種対象者に順次必要なワクチンを供給できるようするため、今年度末までに、国内産ワクチン2,700万人分程度を確保するとともに、海外企業から5,000万人分程度を輸入することとし、既存の新型インフルエンザ対策予算を活用した上で予備費を使用し、これらのワクチンを購入する。
- （3）輸入ワクチンの確保のため、今回の輸入ワクチンの使用等に伴い生じる健康被害等に関して製造販売業者に生じた損失等について国が補償することができるよう、速やかに立法措置を講じる。

5. 接種の実施

- （1）国は、受託医療機関との間で、予防接種に関する委託契約を締結する。

- (2) 受託医療機関は、国との委託契約に基づき、卸売業者からワクチンを購入し、優先接種順位に従い、優先接種対象者であることを確認のうえ、原則として予約制により接種を実施する。
- (3) 市町村は、都道府県と連携し、地域の実情に応じて、受託医療機関に要請し、保健センター、保健所等を活用して接種の機会を確保する。

6. 費用負担

- (1) 今回のワクチンの接種については、その目的に照らし、国は、予防接種法の定期接種に準じて、受託医療機関を通じてワクチンの接種を受けた者又はその保護者から、実費相当額（ワクチン代、輸送費及び接種に要する費用。原則として全国一律の額）を徴収する。
- (2) 優先的に接種する者のうち低所得者の費用負担については、予防接種法の定期接種に準じて、市町村民税非課税世帯を念頭に、市町村がその費用を助成する措置を講じる。その際、当該措置に要する財源の1／2を国が、1／4を都道府県が補助する。

7. ワクチンの安全性及び有効性の確保と健康被害の救済

- (1) 今回、接種に用いようとするワクチンについては、今回の新型インフルエンザに対して初めて製造されたものであり、安全性や有効性に関しては十分に検証されていないことから、今後もデータの収集、分析を行うなど、十分に安全性や有効性の確保に努めるとともに、その安全性や有効性について、医療関係者、国民等に幅広く情報提供する。
- (2) ワクチンによる重篤な副反応について、受託医療機関等からの報告など国が迅速に情報を把握するとともに、当該情報を専門家により評価する仕組みを構築し、速やかに対応する。
- (3) 今回のワクチン接種に伴い健康被害が生じた場合の救済については、現行の予防接種法に基づく季節性インフルエンザの定期接種に関する措置を踏まえて必要な救済措置を講じることができるよう検

討を行い、速やかに立法措置を講じる。

8. 広報

- (1) 国は、接種事業の趣旨、内容、ワクチンの安全性や有効性に関する知見等について周知する。
- (2) 都道府県は、新型インフルエンザについて既に設置している相談窓口等の充実を図る。
- (3) 市町村は、都道府県と連携し、住民に対し、接種が受けられる時期、受託医療機関等を周知する。

9. 今後の検討等

- (1) 今回の新型インフルエンザワクチンに関しては、今後、新たな知見等が得られた段階で、適宜、これを見直していくものとする。
- (2) 国は、今回の臨時応急の対策を踏まえ、新型インフルエンザの予防接種の位置づけ等について専門的見地から検討を行い、その結果に基づき、必要に応じ立法措置を講ずる。
- (3) 国は、今後、国産ワクチンによりインフルエンザワクチンの供給が確保されるよう、国内生産体制の充実等を図るものとする。

新型インフルエンザ(A/H1N1)の特徴について

○季節性インフルエンザと類似した点が多い。

- ①感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復
- ②治療薬(タミフル、リレンザ)が有効

○しかしながら、

- ①基礎疾患(糖尿病、ぜん息等)を有する者、妊婦等は、重症化する可能性が高い
- ②国民の大多数に免疫がなく、感染が拡大するおそれがあり

今回のワクチン接種の目的について

インフルエンザワクチンは、

- ・重症化等の防止については、一定の効果が期待
- ・感染防止の効果は、保証されていない。



○今回のワクチンの接種の目的は

- ①死亡者や重症者の発生をできる限り減らす
- ②患者が集中発生することによる医療機関の混乱を極力防ぎ、必要な医療提供体制を確保する

＜感染防止を目的とするものではないことに留意＞

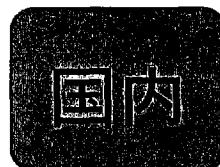
優先的に接種する対象者について

	対象者	人数
優先接種対象者	①インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者(救急隊員含む。)	約100万人
	② 妊婦	約100万人
	③基礎疾患有する者	約900万人
	④・1歳未満の小児の保護者 ・優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等	約200万人
その他	小学校4~6年生、中学生、高校生に相当する年齢の者	約1,000万人
	高齢者(65歳以上)(基礎疾患有する者を除く)	約2,100万人
		約5,400万人

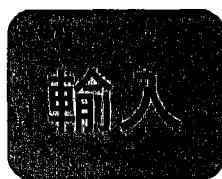
➡ 上記以外の者に対する接種については、上記の者への接種状況等を踏まえ、対応。

ワクチンの確保について

○年度内に、国内産ワクチン・輸入ワクチンあわせて、約7700万人分程度(2回接種の場合)確保見込み。



- ・10月19日(月)の週から順次接種開始見込み
- ・年度内2700万人分程度確保予定



- ・12月末～1月に輸入開始見込み
- ・年度内5000万人分程度確保予定

※輸入ワクチンの確保のため、必要な立法措置を速やかに講じる。

(参考)：ワクチンの接種回数について

○現時点では、2回接種を前提

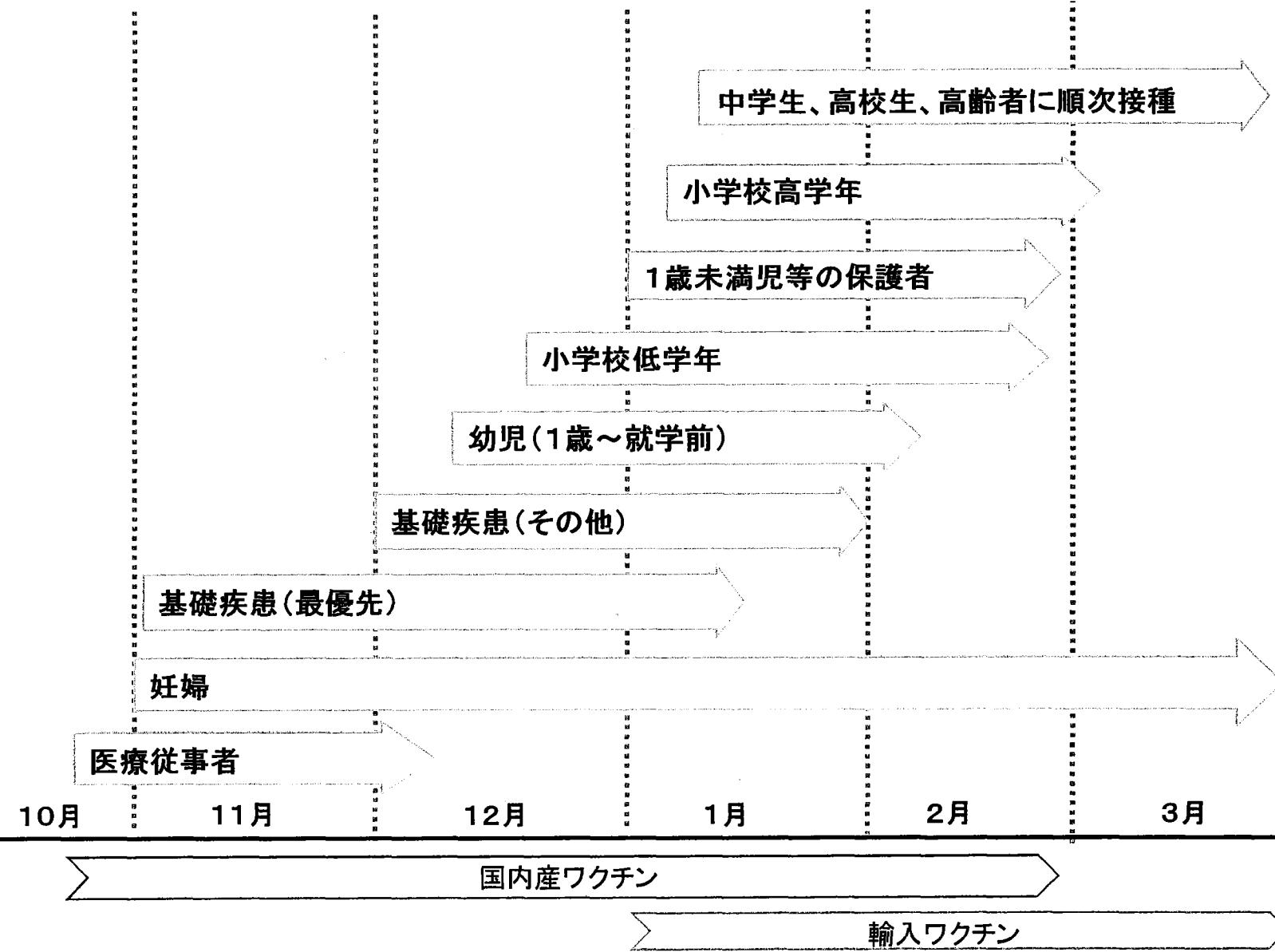
➡ 今後の臨床試験の結果等を踏まえ、10月下旬(※)以降、見直す可能性あり。

※ 輸入ワクチンについては、特例承認時(12月頃を想定)に判断予定

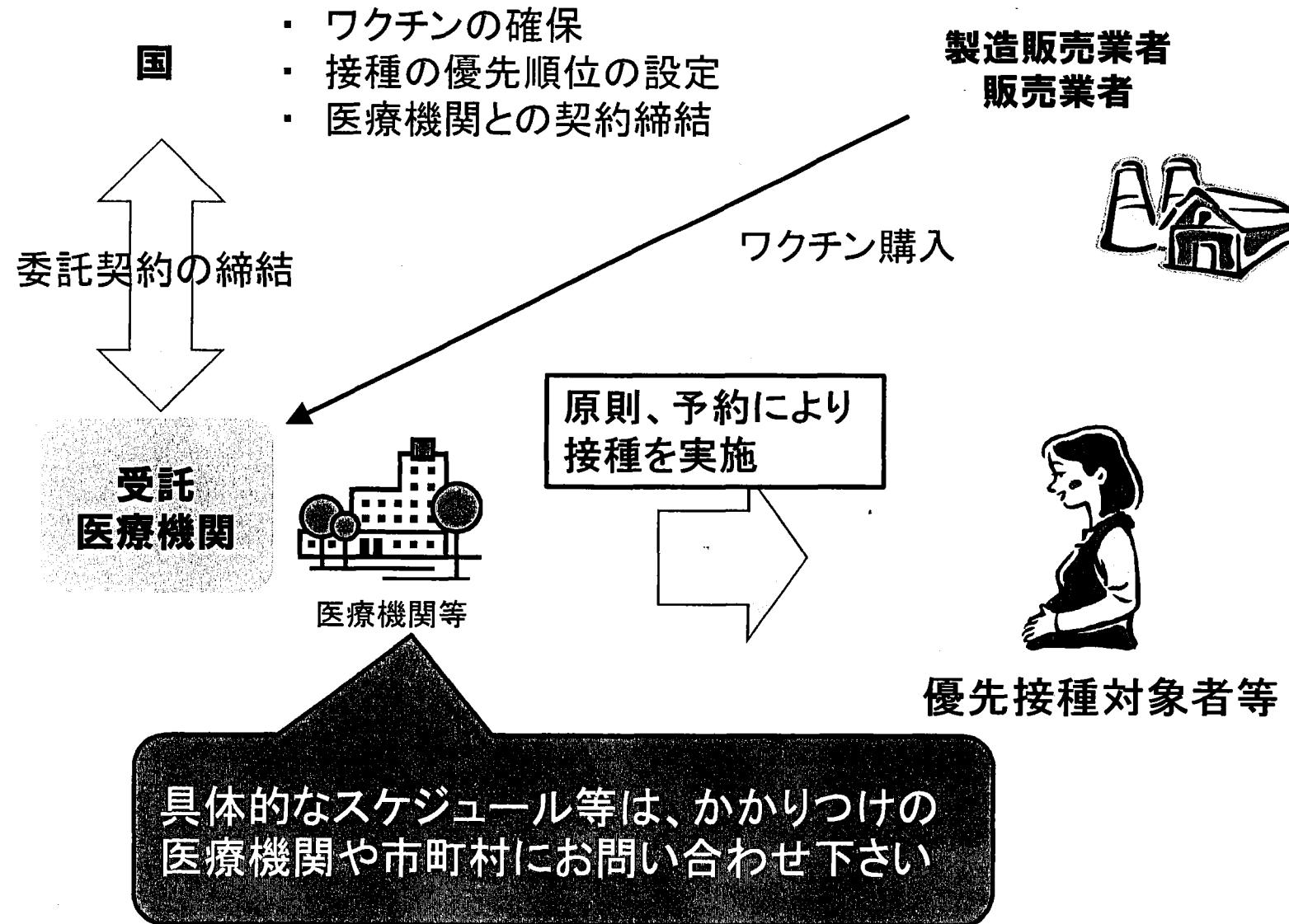
接種スケジュールの目安

※ 地域によって、若干異なる可能性がある。

接種スケジュール



ワクチン接種事業のスキーム



費用負担について

○費用負担については、実費を徴収。

接種費用：合計 6150円

1回目 3600円

2回目 2550円 (※)

※ 1回目と異なる医療機関で接種する場合は3600円
(基本的な健康状態等の確認が必要なため)

○所得の少ない世帯の負担軽減

・国としては、市町村民税非課税世帯(人口の約3割)
を軽減できる財源を措置

・市町村は、これを踏まえ軽減措置の内容を今後決定

➡ 具体的内容については、今後、市町村において、
決められる予定。

ワクチンの有効性、安全性について

○インフルエンザワクチンには、限界がある。

- －重症化、死亡の防止について、一定の効果が期待
- －感染防止、流行の阻止の効果は、保証されていない

○稀ではあるが重篤な副作用も起こりうる。

- ・国内産ワクチン
 - －安全性は、季節性インフルエンザワクチンと同程度と考えられる
- ・輸入ワクチン
 - －国内産ワクチンと、製造法、成分、接種方法等が違い、有効性・安全性が異なる可能性がある。

- ・副反応を迅速に把握し、当該情報を専門家により、評価する仕組みを構築し、速やかに対応。
- ・予防接種法に準じた救済制度の創設を予定。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（仮称）

厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の迅速な救済を図るとともに、必要なワクチンを海外から輸入するため副作用被害等に関する企業への国の損失補償を行うために、新たな立法措置を講ずる。

1. 健康被害が生じた場合の救済措置の整備

- 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ予防接種において、当該予防接種を受けた者について、健康被害が生じた場合の救済措置を講ずること。
- 給付の額等については、予防接種法の二類疾病の定期接種に係る給付に関する措置を踏まえたものとすること。

2. 輸入企業との契約内容への対応（副作用被害等に関する企業への国の損失補償）

- 特例承認を受けた新型インフルエンザワクチンの製造販売業者を相手方として、ワクチン使用により生じた健康被害に係る損害を賠償すること等により当該製造販売業者に生じた損失等については、政府が補償することを約する契約を締結することができる。

3. 施行期日

公布の日から施行すること。ただし、健康被害の救済措置に係る規定は、施行日前に新型インフルエンザ予防接種を受けた者にも適用すること。

4. 検討規定

政府は、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種の実施状況、新型インフルエンザ予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究の結果等を勘案し、将来発生が見込まれる新型インフルエンザ等感染症に係る予防接種の在り方等について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

健康被害の救済について(比較表)

救済対象等 被害救済の方法	健康被害の原因		費用負担	給付金額例
	適正目的・適正使用	不適正使用 (接種行為等の過誤)		
予防接種法	定期接種 臨時接種	○	○	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 【定期1類並びに臨時の1類及び2類の場合】 障害年金: 4,897,200円 (年額/1級障害者) 死亡一時金: 42,800,000円 【定期2類の場合】 障害年金: 2,720,400円 (年額/1級障害者) 遺族年金: 2,378,400円 (年額) 遺族一時金: 7,135,200円
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	薬事法による承認医薬品	○	×	【製造販売業者からの拠出金】 ・一般拠出金: 製造販売業者から出荷額の一定割合を徴収 ・付加拠出金: 給付原因となった製造販売業者から給付現価の一定割合を徴収 障害年金: 2,720,400円 (年額/1級障害者) 遺族年金: 2,378,400円 (年額) 遺族一時金: 7,135,200円

※ 1類疾病: ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・麻しん・風しん・日本脳炎・破傷風・結核

※ 2類疾病: 高齢者等のインフルエンザ

国民の皆様へ

○ワクチンは、一定の効果が期待される一方、リスクも存在する。

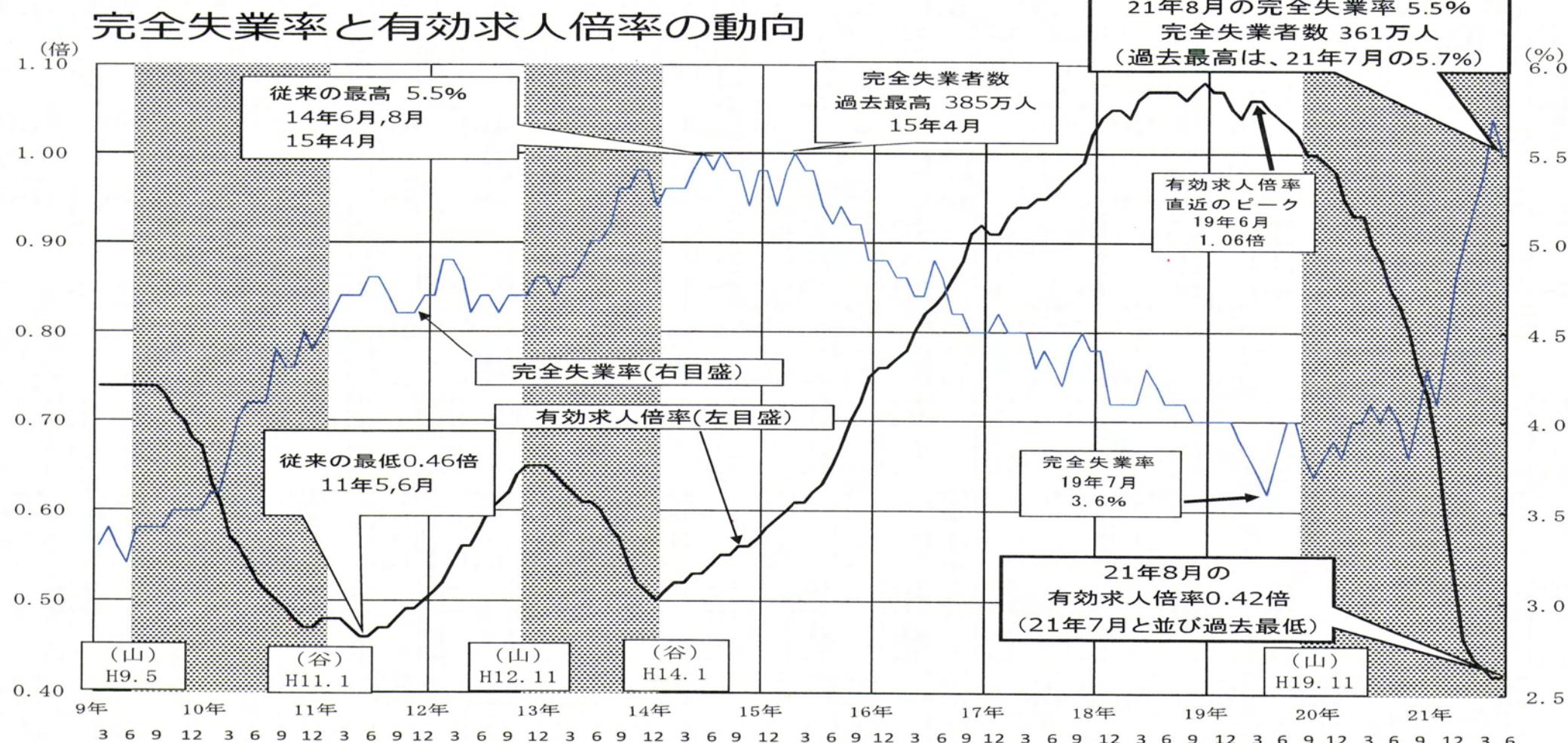
国民お一人お一人が、ワクチン接種の効果とリスクをご理解いただいた上で、接種を受けていただけるよう得られる限りの情報を、迅速に、提供してまいります。

雇用失業情勢と 雇用対策について

平成21年10月13日(火)
厚生労働省政策会議

現下の雇用失業情勢 ーさらに厳しさを増しているー

- 完全失業率は、8月は5.5%と前月より0.2ポイント低下。
- 有効求人倍率は、8月は0.42倍と前月から横ばいで、過去最低の水準で推移。
- ハローワークを訪れる事業主都合離職者（新規求職者数）は、前年同月比76.6%の増加。
- 日銀短観（9月調査）の雇用人員判断（「過剰」-「不足」）は、全産業で過剰感は依然高水準（+23→+20）。
- 製造業の過剰感も依然高水準（+37→+31）。
- 8月の雇用保険の受給者数は前年同月比60.0%増の96万2千人と前年に比べて高い水準。
- 各都道府県労働局からの報告（9月）によると、昨年10月から本年12月における非正規労働者の雇止め等は4,127事業所、23万9千人（予定を含む）。



雇用対策の実施状況

雇用維持

○雇用調整助成金の拡充等 6,066億円 【計画届受理状況(2009年8月) 事業所数 79,922件 対象者数 2,110,841人 3月以降200万人超】

- ・派遣労働者を含む労働者の解雇等がない場合、助成率を4/5から9/10(大企業は2/3から3/4)に引上げ。【3月30日～】
- ・残業時間削減により雇用維持をした場合、助成(契約労働者:年30万円、派遣労働者:年45万円(大企業は各々20万円、30万円))。【3月30日～】
- ・大企業の教育訓練費の引上げ。1年間の支給限度日数(200日)の撤廃。【6月8日～】

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保、派遣元による雇用の維持及び労働基準法の遵守等の指導監督の実施。【3月31日 指針改正】
- ・資産、現金・預金等の許可要件の厳格化。【5月18日 要領改正】

雇用創出・再就職支援

○雇用創出対策 7,000億円

- ・「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業(基金)」(1,500億円 + 3,000億円積み増し)。

【平成20・21年度事業計画状況(7月30日調べ) 約20万人分】

○再就職支援・能力開発対策

◇「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

- ・雇用保険を受給できない者を対象に職業訓練の拡充及び「訓練・生活支援給付」の支給。
【7月15日以降、全国のハローワークで相談、受付開始。訓練は7月29日以降順次開始(訓練計画認定件数773コース(定員数16,476人、受講者数(受講予定者含む)8,194人)[10月6日現在])。給付金の支給は8月14日以降順次開始(認定申請件数5,864件)[10月6日現在]】
- ・十分な技能・経験を有しない者への中小企業等による実習型雇用や職場体験・雇入れの支援。【7月10日より事業開始(受理求人数8,672人、求職者数10,362人、開始者数1,143人)[10月6日現在]】
- ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者への再就職、住居・生活支援。【8月17日より事業開始(開始者数1,200人)[10月6日現在]】

◇ハローワーク機能の抜本的強化 265億円 【6月以降隨時相談員を7,043人、7月1日より職員を304人、全国のハローワークに配置】

○離職者訓練の強化

- ・離職者訓練の実施規模を拡充し、介護分野、IT分野等の長期訓練を実施。【4月1日～】

セーフティネット・生活支援等

○雇用保険のセーフティネット機能の強化

- ・非正規労働者について適用を拡大、給付を拡充 【3月31日】

○住宅・生活支援等

- ・離職に伴い住居を失った者への、就労支援をあわせた入居初期費用等の資金貸付(最大で186万円の貸付)【10月2日現在貸付決定10,250件】
- ・雇用促進住宅への入居あっせん。【10月2日現在 入居決定7,949件】
- ・離職後も社宅・寮等に労働者を居住させる事業主へ月額4～6万円(6ヶ月まで)を助成。【事前計画状況(8月まで) 累計 1,013件14,937人】
- ・雇用と住居を失った者への、住宅手当の支給、生活資金の貸付等。 1,093億円 【10月から全国の自治体・社会福祉協議会で実施】

○内定取消し対策、障害者雇用対策、外国人労働者支援

◇内定取消し対策

- ・企業指導強化(企業名公表制度を整備)。【4月末までに15社公表】
- ・未内定学生等への就職面接会の実施等。【4月以降順次実施】

◇障害者雇用対策

- ・特定求職者雇用開発助成金の拡充(助成期間の延長・支給額の増額) 334億円 【支給決定件数(8月) 844件】

◇外国人労働者への支援

- 【6月1日より計133人の相談員を、日系人集住地域を中心に配置、5月より就労準備研修の実施(9月25日現在受講者3,248人)】 2

雇用調整助成金制度

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させる場合や、残業削減を実施することにより雇用を維持する場合、当該事業主に対してその賃金等の一部を助成する。

事業活動の縮小

(支給要件)

※1年ごとに生産量・売上高が直近3か月又は前年同期と比べて原則5%以上縮小していること。

休業
教育訓練
出向

残業削減

残業削減雇用維持奨励金

(平成21年3月30日～)

雇用する労働者や受け入れている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を大幅に削減し、当該労働者の解雇等(※)を行わない事業主に対し助成する。

支給額 (年額)	有期契約労働者 (1人当たり:上限100人)	派遣労働者 (1人当たり:上限100人)
中小企業	30万円	45万円
大企業	20万円	30万円

※ 解雇等…雇用労働者の解雇の他、有期契約労働者の雇止め、受け入れている派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

対象労働者

雇用保険被保険者:期間を問わず全員
(新規学卒者を含む)

大企業(雇用調整助成金)

休業等・出向に係る費用の助成率:2/3
教育訓練実施に係る助成額:4,000円

中小企業(中小企業緊急雇用安定助成金)

休業等・出向に係る費用の助成率:4/5
教育訓練実施に係る助成額:6,000円

※ 日額上限は、7,685円

(労働者1人1日当たり)

解雇等※を行わない場合の助成率の上乗せ

助成率:大企業 2/3 → 3/4
中小企業 4/5 → 9/10

平成21年6月8日

- 大企業に対する教育訓練費の引上げ
教育訓練費 1,200円→4,000円
- 1年間の支給限度日数(200日)の撤廃
- 障害者に関する助成率の引上げ
大企業:2/3→3/4 中小企業:4/5→9/10
- 在籍出向者を助成対象に追加

雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況 (平成20年度及び平成21年度)

	平成20年度		平成21年度	
	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
4月	63	1,343	61,349	2,534,853
5月	79	2,601	67,192	2,338,991
6月	92	1,774	75,532	2,382,931
7月	96	2,429	83,031	2,432,565
8月	123	3,060	79,922	2,110,841
9月	107	2,970	—	—
10月	140	3,632	—	—
11月	198	8,598	—	—
12月	1,707	138,549	—	—
1月	12,209	879,614	—	—
2月	29,137	1,865,792	—	—
3月	46,558	2,379,069	—	—
計	90,509	5,289,431	367,026	11,800,181

※1 速報値であり、今後変更の可能性がある。

2 休業と教育訓練を同じ事業所で実施した場合、休業と教育訓練ごとにそれぞれ1件としてカウントしている。

3 本集計には出向に係る件数は含んでいない。

4 事業所数は計画の届出があった件数であり、企業数とは必ずしも一致しない。

5 平成20年12月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の休業等実施計画届の受理件数を含む。

雇用調整助成金等に係る支給決定状況 (平成20年度及び平成21年度)

	平成20年度			平成21年度				
	事業所数	対象者数	支給額 (千円)	事業所数	対象者数		支給額 (千円)	
					上乗せ分 ※5	上乗せ分 ※5		
4月	43	1,214	34,691	7,739	98	549,562	3,275	14,091,545
5月	52	1,287	30,466	18,744	711	1,142,230	16,290	32,340,768
6月	61	1,532	37,208	34,556	3,452	1,891,406	56,880	54,705,343
7月	56	1,864	44,586	64,192	8,150	2,551,967	124,965	76,321,633
8月	86	2,099	43,819	79,256	12,362	2,554,069	171,176	76,408,926
9月	75	1,608	41,214	-	-	-	-	-
10月	103	2,409	53,935	-	-	-	-	-
11月	76	1,590	36,834	-	-	-	-	-
12月	83	2,716	49,683	-	-	-	-	-
1月	127	4,150	81,122	-	-	-	-	-
2月	461	21,583	499,907	-	-	-	-	-
3月	3,665	212,129	5,825,942	-	-	-	-	-
計	4,888	254,181	6,779,407	204,487	24,773	8,689,234	372,586	253,868,215

※1 速報値であり、今後変更の可能性がある。

2 一事業所において休業と教育訓練を実施した場合には、事業所数、対象者数ともにそれぞれ1件としてカウントしている。

3 出向に係る件数は含まない。

4 平成20年1月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の支給状況を含む。（中小企業緊急雇用安定助成金の12月は支給実績なし。）

5 解雇等を行わず、助成率の上乗せを申請した事業主に対して支給した件数でうち数である。

ふるさと雇用再生特別基金事業

事業の概要

- 地域の雇用失業情勢が厳しい中で、地域の実情や創意工夫に基づいて地域求職者等の雇用機会を創出する取組みを支援するため、都道府県に対して「ふるさと雇用再生特別交付金」を交付し、これに基づく基金を造成。
- 都道府県・市町村は、平成23年度分までの各年度ごとの事業配分を判断しながら雇用創出が図られる事業計画を立案し、雇用情勢に弾力的・機動的に対応。
- 都道府県・市町村は、民間企業等に事業委託し、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出。

事業の規模

2500億円

(労働保険特別会計)

※平成20年度2次補正予算による措置

雇用創出効果

3年間で最大10万人

基金対象期間

平成23年度末まで

事業の実施状況

○ 交付済みの額: 2500億円

○ 雇用創出数: 27, 960人

○ 事業数 : 6, 140事業

※平成20、21年度の合計。20年度分は実績。21年度分は7月30日調べ(実施見込のものを含む)

事業の実施例

【佐賀県鹿島市】 雇用創出数4人

イベント開催や魅力ある店舗づくりの企画・助言をするアドバイザーを雇用し、「発酵文化の香る街」を打ち出した中心市街地の活性化を図る

【事業実施者】 鹿島商工会議所

【青森県】 雇用創出数7人

津軽鉄道沿線を含む奥津軽エリアの広域的な観光PRをするトレインアテンダント(客室乗務員)を雇用し、列車内で観光客への名所案内を行う

【事業実施者】 津軽鉄道株式会社

産業振興

【岩手県】 雇用創出数50人

安全・安心な県産農水産物を活かし、高付加価値の加工品生産や、ネット販売による新たな流通販売など新たな雇用が生まれる事業を支援することで農林水産経営の高度化を図る

【事業実施者】 いわて新鮮組株式会社等19事業者

農林水産

【岐阜県】 雇用創出数6人

JR岐阜駅周辺エリアの新たな賑わい創出拠点「エキサイト43ギフ」の事業計画・運営スタッフを雇用し、ショップでの接客やイベント開催業務を行う

【事業実施者】 株式会社 岐阜シティ・タワー43開発

産業振興

【沖縄県】 雇用創出数16人

子育て支援、介護支援、就職支援相談に当たる専門員を雇用し、子育て・介護の問題を抱えて就職できない人や就職しても継続が難しい人の支援業務を行う

子育て・介護

【宮城県蔵王町】 雇用創出数3人

工人を雇用し伝統技術の習得を図りながら、「みやぎ蔵王こけし館」の来館者に、こけし製作実演や体験教室の指導に当たる

【事業実施者】 遠刈田伝統こけし木地玩具業協同組合

文化

緊急雇用創出事業

事業の概要

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的なつなぎの雇用機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成

○都道府県・市町村は、平成23年度分までの各年度ごとの事業配分を判断しながら雇用創出が図られる事業計画を立案し、雇用情勢に弾力的・機動的に対応。

○都道府県・市町村は、民間企業等に事業委託し、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出(地方公共団体による事業の直接実施可)。

事業の規模

4500億円(一般会計)

※うち、1500億円は20年度2次補正予算による措置
3000億円は21年度補正予算により拡充

雇用創出効果

3年間で最大45万人

基金対象期間

平成23年度末まで

事業の実施状況

○交付済みの額：4284億円

○雇用創出数：177,163人

○事業数：23,661事業

※平成20、21年度の合計。20年度分は実績。21年度分は7月30日調べ(実施見込のものを含む)

事業の実施例

【秋田県にかほ市】雇用創出数30人
海岸漂着ごみの収集作業を実施し、環境の向上を図る

【事業実施者】秋田県にかほ市

【徳島県石井町】雇用創出数2人
子どもの体力向上のため、町内の幼稚園、小学校を巡回し、担任教諭と連携して体育授業の補助指導を行う

【事業実施者】徳島県石井町

環境

【埼玉県】雇用創出数18人
在来種を食べ生態系を乱す特定外来生物や、ブラックバスなどの外来魚を荒川下流など県内20カ所で駆除する

【事業実施者】埼玉県漁業協同組合連合会

【静岡県浜松市】雇用創出数18人
放置されている間伐材の有効活用を促進するため、山林にある残材の搬出作業や枝払い作業を行う

【事業実施者】天竜森林組合等3事業者

環境

【三重県】雇用創出数13人

振り込め詐欺の被害防止のためにATM周辺での声かけや啓発イベントに携わる

【事業実施者】三重県

治安・防災

【鳥取県米子市】雇用創出数3人

中心市街地の商店街の空き店舗の実態を調査し、効果的な空き店舗対策事業の立案のための基礎資料を作成する

【事業実施者】NPO法人まちなかこもんず

教育

農林漁業

産業振興

「緊急人材育成・就職支援基金」の事業実施状況

- 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

Ex
製造業
事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

【離職者等】
（雇止め等により離職した非正規労働者等）

ハローワーク

ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

○ 緊急人材育成支援事業

職業訓練と訓練期間中の生活保障の実施

（単身者：月10万円、扶養家族を有する者：月12万円）

事業開始：7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始

7月29日 職業訓練順次開始

実績：【訓練】認定済み定員 16,476人、受講者（予定者含む）8,194人

【給付】受給資格認定申請件数 5,864件

（10月6日現在）

2 中小企業等における雇用創出

○ 中小企業等雇用創出支援事業

実習型雇用・職場体験等を通じた雇入れの助成

（実習型雇用：1人月10万円、雇入れ：1人100万円など）

事業開始：7月10日

（10月6日現在）

実績：受理求人数 8,672人、登録求職者数10,362人、開始者数 1,143人

3 長期失業者等の再就職支援

○ 長期失業者等支援事業

長期失業者及び就職活動困難者に対する再就職支援、住居・生活支援

事業開始：8月17日

実績：開始者数1,200人（10月6日現在）

※ 1～3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

「求職者支援制度」の創設

民主党マニフェスト

職業訓練期間中に、月額最大10万円の手当(能力開発手当)を支給する「求職者支援制度」を創設する。※工程表では平成23年度に創設

(連立政権合意)

- 職業訓練期間中に手当を支給する「求職者支援制度」を創設する。

雇用保険を受給できない者を対象とした第2のセーフティネット(手当付き職業訓練制度)について、現行の基金事業の運営状況も踏まえ、恒久措置の検討を進める。

(これまでの施策等)

- 労使及び各党の提案を踏まえ、新たな雇用のセーフティネットとして、「緊急人材育成・就職支援基金」を創設。(H21年度補正予算で措置)
- 雇用保険を受給できない方を対象として、職業訓練と「訓練・生活支援給付」を実施
 - ・ 給付は月10万円(扶養親族ある方は12万円)、必要な方に貸付も実施(月8万円を上限)

今後の検討課題

- 平成23年度の「求職者支援制度」の創設に向け、次の課題について検討を進める(※)。
 - ・ 恒久財源の確保 ※公労使三者構成の労働政策審議会における十分な検討が必要
 - ・ 課税の特例措置の創設(給付の非課税措置)
 - ・ 確実な事業遂行、サービスの質の確保を実現するための適切な制度設計(①給付対象者の範囲、給付の内容の検討、②訓練を希望する求職者に対応した的確な訓練(定員、内容等)の確保、③国の組織・定員等の体制整備等の実施準備、④求職者や訓練実施機関に混乱が生じないよう、一定の周知期間の設定)
- なお、基金事業の廃止・中断により、求職者が必要な訓練を受けられず、また、生活が困窮化するような事態は回避すべき。このため、「訓練・生活支援給付」から、平成23年度に新たに創設される「求職者支援制度」への移行に当たっては、空白が生じないよう、基金事業の継続が必要。



厚生労働省発職 1007 第1号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

今後の労働者派遣制度の在り方について（諮問）

労働者派遣制度については、労働力の需給調整を図るための制度として、我が国の労働市場において一定の役割を果たす一方で、近年、日雇派遣など社会的に問題のある形態が出てきているほか、やむを得ず労働者派遣を選択する者の存在や法違反事案の顕在化などが課題となってきた。

このような状況を踏まえ、貴会における調査審議を経て、昨年11月4日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出したところであるが、同法案は、本年7月21日、衆議院の解散に伴い廃案となったところである。

同法案提出後、我が国の雇用情勢は急激に悪化し、いわゆる派遣切りが多く発生し、社会問題化するなど、派遣労働者をめぐる雇用環境に大きな変化が生じたところである。

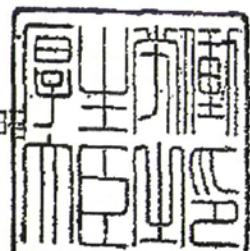
このため、上記の法律案において措置することとしていた事項のほか、製造業務への派遣や登録型派遣の今後の在り方、違法派遣の場合の派遣先との雇用契約の成立促進等、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進のために追加的に措置すべき事項についても検討を行い、改めて法律案を提出する必要が生じている。

以上を踏まえ、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、今後の労働者派遣制度の在り方について、貴会の調査審議を求める。

平成21年10月7日

厚生労働大臣

長妻



連立政権樹立に当たっての政策合意（抄）

民 主 党
社会民主党
国民新党

国民は今回の総選挙で、新しい政権を求める歴史的審判を下した。

その選択は、長きにわたり既得権益構造の上に座り、官僚支配を許してきた自民党政治を根底から転換し、政策を根本から改めることを求めるものである。民主党、社会民主党、国民新党は連立政権樹立に当たって、2009年8月14日の「衆議院選挙にあたっての共通政策」を踏まえ、以下の実施に全力を傾注していくことを確認する。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

小泉内閣が主導した競争至上主義の経済政策をはじめとした相次ぐ自公政権の失政によって、国民生活、地域経済は疲弊し、雇用不安が増大し、社会保障・教育のセーフティネットはほころびを露呈している。

国民からの負託は、税金のムダづかいを一掃し、国民生活を支援することを通じ、我が国の経済社会の安定と成長を促す政策の実施にある。

連立政権は、家計に対する支援を最重点と位置づけ、国民の可処分所得を増やし、消費の拡大につなげる。また中小企業、農業など地域を支える経済基盤を強化し、年金・医療・介護など社会保障制度や雇用制度を信頼できる、持続可能な制度へと組み替えていく。さらに地球温暖化対策として、低炭素社会構築のための社会制度の改革、新産業の育成等を進め、雇用の確保を図る。こうした施策を展開することによって、日本経済を内需主導の経済へと転換を図り、安定した経済成長を実現し、国民生活の立て直しを図っていく。

記

1～5 (略)

6. 雇用対策の強化—労働者派遣法の抜本改正—

○ 「日雇い派遣」「スポット派遣」の禁止のみならず、「登録型派遣」は原則禁止して安定した雇用とする。製造業派遣も原則的に禁止する。違法派遣の場合の「直接雇用みなし制度」の創設、マージン率の情報公開など、「派遣業法」から「派遣労働者保護法」にあらためる。

7～10 (略)

(H21改正)雇用保険法等の一部を改正する法律の概要

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能を強化

1. 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

(◎は3年間の暫定措置)

労働契約が更新されなかつたため離職した有期契約労働者について、

- 受給資格要件を緩和：被保険者期間 12か月→6か月（解雇等の離職者と同様の扱い）
- 給付日数を解雇等による離職者並に充実
- 雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」を「6か月以上雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大

2. 再就職が困難な場合の支援の強化

- 解雇や労働契約が更新されなかつたことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長（例えば所定給付日数が90日の場合→150日）

3. 安定した再就職へのインセンティブ強化

- 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率の引上げ（給付率について、30%→40%又は50%）
- 就職困難者（障害者等）が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について対象範囲を拡大（年長フリーター層を追加）・給付率の引上げ（30%→40%）

4. 育児休業給付の見直し

- 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置（40%→50%）を当分の間延長
- 休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給

5. 雇用保険料率の引下げ

- 失業等給付に係る雇用保険料率（労使折半）を平成21年度に限り、0.4%引下げ（1.2%→0.8%）

施行期日：平成21年3月31日（育児休業給付の見直しについては平成22年4月1日）

*船員保険法についても、雇用保険法に準じて改正。

雇用保険における国庫負担の1／4復帰

民主党マニフェスト

雇用保険における国庫負担を、法律の本則である1／4に戻す。（工程表は平成22年度）

現状

- 国庫負担の割合については、社会保障費削減の一環として、平成19年の雇用保険法改正により、保険料負担者である労使とぎりぎりの調整を行い、やむを得ない措置として暫定的に引き下げ（本来の額（給付費の25%）の55/100（13.75%））。
- 8月末の平成22年度概算要求においては、国庫負担を約2,950億円計上。
- 雇用情勢が厳しい中で、本年6、7月の雇用保険受給者が100万人を超えるなど給付費が増加しており、今年度は、失業等給付積立金を約8,000億円取り崩すことが必要な状況。

参考：国庫負担の基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策との関係が深く、政府もその責任を担うべきであることから、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担することが必要。

平成22年度概算要求について

(検討中の項目)

○マニフェスト・連立政権合意 関係

1. 子ども手当の創設
2. 生活保護費、児童扶養手当等
 - ① 母子加算の復活
 - ② 児童扶養手当（父子家庭への支給）
3. 保育所待機児童の解消
4. 「消えた年金」「消された年金」問題の解決
5. 後期高齢者医療制度
6. 医療崩壊を食い止め、国民に質の高い医療の提供
7. 新型インフルエンザ等への万全な対応
8. がん対策の拡充
9. 肝炎対策の拡充
10. 被爆者の保護
11. 障害者自立支援法廃止に関する利用者負担の軽減
12. 食の安全・安心の確保
13. 雇用保険制度の見直し
14. 緊急雇用対策（連立政権合意）

○その他の事業

1. 協会けんぽ国庫負担

平成21年度補正予算の執行停止について (厚生労働省)

○補正予算額 34,171億円

○執行停止額(10/2時点) 4,359億円

○追加執行停止額 854億円

※ 次期診療報酬改定において十分に地域医療に資する対応を行うことが前提

○執行停止額合計 5,213億円

(追加執行停止額854億円の内訳)

・ 地域医療再生臨時特例交付金 750億円

※ 次期診療報酬改定において十分に地域医療に資する対応を行うことが前提

・ 医薬品等の研究開発の強化に必要な経費 6.7億円

・ 医療保険制度の適切な運営に必要な経費 94億円
(レセプトオンライン化への対応)

・ 健康保険組合のIT化推進事業 2.9億円

・ 官庁施設費 1億円
(神戸検疫所輸入食品・検疫検査センター整備)

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので合計額とは一致しない。

**平成21年度補正予算の執行停止について
(厚生労働省)**

総理指示に基づく執行停止額**4,218億円****1. 地方公共団体以外のものが造成する基金事業** 4,212億円

- 緊急人材育成・就職支援基金 7,000億円 3,534億円
(中央職業能力開発協会)

※ 平成23年度に「求職者支援制度」を創設することとし、緊急人材育成支援事業の23年度実施分及びその他の事業の22年度及び23年度実施分について、3,534億円の執行停止。

但し、緊急人材育成支援事業以外の事業について、22年度当初予算において273億円、23年度から25年度までの予算において1,250億円程度の予算措置が必要。

- 未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金 2,074億円 679億円
(一般社団法人未承認薬等開発支援センター)

※ がん、小児等の疾患重点分野における医薬品等の開発支援分753億円については、適用外薬の開発支援分653億円を執行停止。

なお、未承認薬の開発支援にかかる100億円については基金として3年間で執行。

※ 医薬品等の審査の迅速化分42億円については、25億円を執行停止。

但し、平成22年度当初予算において12億円、平成23年度当初予算において13億円の予算措置が必要。

※ 新型インフルエンザ対策事業(1,279億円)については、ワクチンの安定供給体制確保のため、インフルエンザワクチンの購入費に充当する。

2. 独立行政法人・国立大学法人及び官庁の施設整備費 6億円

- 日本社会事業大学施設整備(老朽校舎の改修等) 6億円
※ 老朽化の著しい給排水設備分3億円を除き6億円を執行停止。

- 次の事業については入所施設の耐震化工事等緊急性が高い事業のため執行。

- ・ 国立高度専門医療センター先端医療機器等整備(がんセンター等6機関) 59億円
- ・ 心身障害児総合医療療育センター耐震化整備
(建築後30年以上経過病棟等の耐震化工事) 15億円

- ・ 神戸検疫所輸入食品・検疫検査センター整備
(輸入食品の適切な検査件数の確保) 16億円
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター耐震化整備
(建築後30年以上経過病棟等の耐震化工事) 11億円

3. 官庁環境対応車等購入費・官庁地上デジタルテレビジョン等整備費

- 厚生労働省関係では該当がない。

その他事項の執行停止額

141億円

- ・ 病院施設の地上デジタル放送対策（災害拠点病院等） 4億円
※ 予算額全額を執行停止する。
- ・ 特別養護老人ホーム等への整備転換等に対する財政支援（補助先：社会福祉法人） 8億円
※ 予算額9億円のうち1億円は既に事業を開始している。
- ・ 女性の健康支援対策事業委託費（委託先：地方公共団体） 6億円
※ 予算額8億円のうち2億円は既に事業を開始している。
- ・ 水道施設整備費補助（補助先：地方公共団体等） 7億円
※ 予算額83億円のうち76億円は既に事業を開始している。
- ・ 社会福祉施設等の地上デジタル放送対策（社会福祉法人等） 113億円
※ 予算額全額を執行停止する。
- ・ 緊急人材育成・就職支援事業実施等のためのハローワーク体制整備（国直轄） 3億円
※ 予算額59億円のうち56億円は既に事業を開始している。

厚生労働省執行停止額合計

4,359億円